

改正

平成16年9月1日

平成16年10月1日

平成17年4月1日

平成20年4月1日

平成23年7月14日

平成27年8月1日

芦屋町指名停止等措置要領

(趣旨)

第1条 芦屋町が発注する建設工事（以下「町発注工事」という。）に関し、建設業者に対して行う指名停止等の措置については、この要領に定めるところによるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設業者 本町の建設工事指名競争入札参加資格者名簿に登載された者をいう。
- (2) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに測量、設計監理、地質調査及びコンサルタントに関する事業をいう。
- (3) 代表役員等 個人経営にあつては本人を、会社その他の法人にあつては代表役員及び代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員をいう。
- (4) 一般役員等 代表役員等以外の役員及び支店又は営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。
- (5) 使用人 代表役員等及び一般役員等以外の常用雇用者をいう。
- (6) 契約権者 町長又は町発注工事に係る請負契約の締結権限の委任を受けた職員をいう。
- (7) 指名停止 町発注工事に係る請負契約のための指名競争入札に関し、期間を定めて指名しない措置をいう。

(指名停止)

第3条 町長は、建設業者が別表その1、別表その2、別表その3及び別表その4、5の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて、同

表の期間欄に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。

- 2 町長が指名停止を行ったときは、契約権者は、指名競争入札を行うに際し、当該指名停止に係る建設業者を指名してはならない、当該指名停止に係る建設業者を現に指名しているときは、指名取消通知書により指名を取り消すものとする。

(下請負人に対する指名停止)

第4条 町長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき建設業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

(共同企業体の構成員に対する指名停止)

第5条 町長は、第3条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の建設業者である構成員(明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

(指名停止業者を構成員とする共同企業体に対する指名停止)

第6条 町長は、前3条の規定による指名停止に係る建設業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の加重)

第7条 建設業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止期間の短期及び長期とする。

- 2 建設業者が指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍(当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。
- 3 建設業者が別表その2第1号若しくは第2号又は第3号若しくは第4号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号若しくは第2号又は第3号若しくは第4号の措置要件に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍(当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。
- 4 町長は、建設業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさ

せたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

(指名停止期間の短縮)

第8条 町長は、建設業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号並びに前条第1項から第3項までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

(指名停止期間の変更)

第9条 町長は、指名停止期間中の建設業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前2条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

(指名停止の解除)

第10条 町長は、指名停止の期間中の建設業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、当該建設業者に対する指名停止を解除するものとする。

(課長等に対する通知)

第11条 町長は、第3条第1項若しくは第4条から第6条までの規定により指名停止を行い、第9条の規定により指名停止の期間を変更し、又は前条の規定により指名停止を解除したときは、関係課長等に通知するものとする。

(指名停止の通知)

第12条 町長は、第3条第1項若しくは第4条から第6条までの規定により指名停止を行ったときは指名停止通知書により、第9条の規定により指名停止の期間を変更したときは指名停止期間変更通知書により、第10条の規定により指名停止を解除したときは指名停止解除通知書により、当該建設業者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、町長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 町長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が、町発注工事に関するものであるときは、当該建設業者から、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

3 町長は、指名停止等の決定を行ったときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を閲覧又はインターネットにより公表するものとする。

(1) 指名停止等が決定された建設業者の商号

(2) 指名停止期間

(3) 指名停止等の理由

4 前項の閲覧の方法による公表は、財政課契約管財係に指名停止等閲覧簿を備えてこれを行う。

(事故等の報告)

第13条 課長等は、その所管する町発注工事に関し、別表各号に掲げる措置要件に該当する事案が生じたときは、事故等報告書により、町長に報告しなければならない。

(随意契約の相手方の制限)

第14条 契約権者は、指名停止の期間中の建設業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ町長の承認を受けたときはこの限りではない。

(下請等の禁止)

第15条 契約権者は、指名停止の期間中の建設業者が町発注工事の一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

2 契約権者は、指名停止の期間中の建設業者が町発注工事の完成保証人となることを承諾してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第16条 町長は、指名停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該建設業者に対して、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成9年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、施行日以後この要綱の措置要件に該当することが判明した事案について適用し、施行日前に判明していた事案については従前の例による。

附 則（平成16年9月1日）

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

附 則（平成16年10月1日）

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

この要綱等は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

(施行期日)

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の芦屋町指名停止等措置要領の規定は、平成20年4月1日以後にした行為について適用し、同日前にした行為については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年7月14日)

この要領は、平成23年7月14日から施行する。

附 則 (平成27年8月1日)

この要領は、平成27年8月1日から施行する。

別表その1 事故等に基づく措置基準 (第3条から第9条関係)

措置要件	期間
(虚偽記載)	
1 町発注工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内
(過失による粗雑工事)	
2 町発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内
3 前号に掲げる工事以外のもの(以下「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上3か月以内
(契約違反)	
4 第1号に掲げる場合のほか、町発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上4か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	

<p>5 町発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>7 町発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上4か月以内</p>
<p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上2か月以内</p>

別表その2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（第3条から第9条関係）

措置要件	期間
<p>(贈賄) 1 建設業者である個人、建設業者の役員又はその使用人が町（町の設立に係る公社を含む。次号において同じ。）の職員（特別職を含む。次号において同じ。）に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から18か月以上24か月以内</p>
<p>2 建設業者である個人、建設業者の役員又はその使用人が福岡県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から12か月以上18か月以内</p>
<p>3 建設業者である個人、建設業者の役員又はその使用人が福岡県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から12か月以上18か月以内</p>

<p>岡県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(独占禁止法違反)</p>	<p>ら6か月以上12か月以内</p>
<p>4 町発注工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から18か月以上24か月以内</p>
<p>5 福岡県内において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から12か月以上18か月以内</p>
<p>6 福岡県外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(競争入札妨害又は談合)</p>	<p>当該認定をした日から6か月以上12か月以内</p>
<p>7 町発注工事に関し、建設業者である個人、建設業者の役員又はその使用人が競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から18か月以上24か月以内</p>
<p>8 福岡県内において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事に関し、建設業者である個人、建設業者の役員又はその使用人が競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から12か月以上18か月以内</p>
<p>9 福岡県外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事に関し、建設業者である個人、建設業者の役員又はその使用人が競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(建設業法違反行為)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から6か月以上12か月以内</p>
<p>10 町発注工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2か月以上9か月以内</p>
<p>11 九州地域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請</p>	<p>当該認定をした日から</p>

<p>負契約の相手方として不適當であると認められるとき。(前号に掲げる場合を除く。)</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p>	<p>1か月以上9か月以内</p>
<p>12 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、町発注工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>
<p>13 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、建設業者である個人又は建設業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。)が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)、刑法(明治40年法律第45号)若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の規定による罰金刑を宣告され、町発注工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>

別表その3 暴力的組織等に対する措置基準(第3条から第9条関係)

措置要件	期間
<p>1 次のいずれかに該当するものとして警察から通知があり、町発注工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。</p> <p>(2) 建設業者である個人又は建設業者の役員(役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。以下同じ。)(以下これらを「役員等」という。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下同じ。以下これらを「構成員等」という。)となっているとき。</p>	<p>当該認定をした日から12か月を経過し、かつ、町発注工事の契約の相手方として適當と認められる状態になるまで。</p>
<p>2 前号に規定する場合において、役員等又は建設業者の使用人が</p>	<p>当該認定をした日から</p>

<p>固以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の規定による罰金刑を宣告されたとき（同号(1)又は(2)に該当する事実と当該容疑又は当該刑の対象となった行為との関連性を認めることが相当である場合に限る。）</p>	<p>24か月を経過し、かつ、町発注工事の契約の相手方として適当と認められる状態になるまで。</p>
<p>3 次のいずれかに該当するものとして警察から通知があり、町発注工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。</p> <p>(2) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。</p> <p>(3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。</p> <p>(4) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。</p> <p>(5) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。</p> <p>(6) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。</p>	<p>当該認定をした日から6か月を経過し、かつ、町発注工事の契約の相手方として適当と認められる状態になるまで。</p>
<p>4 前号に規定する場合において、役員等又は建設業者の使用人が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の規定による罰金刑を宣告されたとき（同号(1)から(6)までのいずれかに該当する事実と当該容疑又は当該刑の対象となった行為との間に関連</p>	<p>当該認定をした日から12か月を経過し、かつ、町発注工事の契約の相手方として適当と認められる状態</p>

性を認めることが相当である場合に限る。)	になるまで。
5 町発注工事に関し、暴力的組織又は構成員等から不当介入を受けあるいは不当介入による被害を受けたにもかかわらず町に報告せず、又は所轄の警察署に届出なかったとして警察から通知があり、町発注工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 4か月

別表その4 契約不履行等に基づく措置基準（第3条から第9条関係）

措置要件	期間
1 建設業者の代表役員等、一般役員等又はその使用人が、町発注工事の契約履行に当たり、故意に工事を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し、不正な行為を行ったとき。	当該認定をした日から 3か月以上12か月以内
2 建設業者の代表役員等、一般役員等又はその使用人が次の一に該当したとき。 (1) 町発注工事の落札者が契約を締結することを妨げたとき。 (2) 町発注工事の契約者が契約を履行することを妨げたとき。	当該認定をした日から 3か月以上12か月以内
3 建設業者の代表役員等、一般役員等又はその使用人が、町発注工事の監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。	当該認定をした日から 3か月以上12か月以内
4 建設業者の代表役員等又は一般役員等が、正当な理由員等が、正当な理由がなく、町発注工事の落札者でありながら契約を締結せず、又は第1号に掲げる場合のほか、町発注工事の請負契約を履行しなかったとき。	当該認定をした日から 6か月以上12か月以内
5 建設業者の代表役員等又は一般役員等が、町発注工事の契約の履行に当たり、前各号の一に該当する事実	当該認定をした日から 3か月以上12か月以内

があった後、指名停止期間を経過しない者を、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。	
--	--

別表その5 その他の行為等に基づく措置基準（第3条から第9条関係）

措置要件	期間
1 手形の不渡し等経営不振が明らかになった場合、又は債券差押え等を受けた場合	経営が再建されるか又は事件が解決するまで
2 正当な理由がなく、現場説明、又は入札に不参加の場合	当該認定をした日から 1か月以上3か月以内

○ 全般的事項について

1 指名停止期間と有資格者名簿との関係

指名停止期間は、有資格者名簿が更新された場合においても引き続くものとする。

2 指名停止期間の決め方

(1) 事件発生後、その原因が不明確で調査に日時を要する場合は、とりあえず指名保留の措置を行い、原因等が明確になった時点で指名停止期間の決定を行うものとする。

(2) 下請業者が、事件を起こした場合の元請業者の責任の度合いは、下請業者の過失の程度を考慮して決定するものとする。

3 事務手続等

(1) 指名停止の措置は、財政課契約管財係で行う。

(2) 事務手続は、事件等発生後財政課契約管財係で調書を作成し、指名審査委員会の議を経て文書による決裁を受けるものとする。ただし、一般的な事件などについては合議をもって委員会の議とすることができる。

(3) 指名停止については、その業者に対して文書による通知をするものとする。

○ 基準表の各項目別事項について

1 工事事故の項

(1) 本欄は、原則として人命及び財産を保護するための注意又は措置を怠ったために、社会的、経済的に損害を与えた場合を対象とするものである。

(2) 「公衆」とは、当該工事に関係する町職員及び施工業者以外の者をいう。

(3) 町発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるときの指名停止期間は、芦屋町工事成績評定要領（昭和58年4月1日適用）により算定された評定

点合計に基づき、次のとおりとする。

評定点合計	指名停止期間
35点未満	6 か月
35点以上40点未満	5 か月
40点以上45点未満	4 か月
45点以上50点未満	3 か月
50点以上55点未満	2 か月
55点以上60点未満	1 か月

2 経営状態不良の項

- (1) 本欄は、経営不振を裏付ける事実について、保証会社、銀行等に照会し客観的に明らかとなった場合を対象とする。
- (2) 「債権差押え等」には、町税の滞納処分を受けた場合を含む。
- (3) 「経営が再建されるか又は事件が解決する」状態の確認は、債権者の同意書、企業再建計画書等できる限り客観性のある資料を提出させて行うものとする。

3 入札事故の項

- (1) 「正当な理由」とは、急病、交通事故等社会通念上やむを得ないと認められるもので事前又は、事後遅滞なく連絡のあったものをいう。
- (2) 入札関係事故による指名停止期間は、次のとおりとする。この場合の回数の計算は、毎年8月1日を基準とし、以後1年間を対象とする。

事故回数 1回目—— 1ヶ月間
2回目—— 2ヶ月間
3回目—— 3ヶ月間